

税関様式C第 5804 号

取扱注意

知的財産侵害疑義物品認定依頼書

令和 年 月 日
認定依頼 第 号
(認定依頼書番号)

〇〇〇知的財産調査官 殿
(知的財産担当官)

発見部門の長 (官職)
(氏名)

下記の物品は、知的財産侵害物品に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名		数 量	内 容
輸入申告 (税関提示) 年月日		令和 年 月 日	
輸入申告 (郵便物) 番号			
発 見 年 月 日		令和 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名宛人名]	(住所) (氏名) (職業)		
発 見 部 門 の 所 見			

(注) 発見部門の所見欄には、知的財産侵害物品に該当すると思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

取 扱 注 意

知的財産侵害疑義物品発見通報書

令和 年 月 日
発見通報 第 号
(発 見 通 報 書 番 号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている物品については、税関検査の結果、知的財産侵害物品に該当すると思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常（航空、S A L、船便）、小包（航空、S A L、船便）、 特殊（書留、保険付）、EMS	
3. 名宛人	(住所) (氏名)	
4. 差出人	(住所) (氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

認 定 手 続 開 始 通 知 書（ 輸 入 者 用 ）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（ 開 始 通 知 書 番 号 ）

殿

（税関官署の長） 印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記8．に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3．に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有		無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和	年	月 日

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] : <https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/nintei.htm>



[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人(外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。)の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください(いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
ロ あなたが貨物入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
あなた及び仕出人の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
(注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面7.の輸入差止申立てが「有」となっている場合は、表面8.に記載されている期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。
5. 表面8.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
7. 表面7.の輸入差止申立てが「有」で、かつ、表面5.の知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
8. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
9. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。

認定手続開始通知書（輸入者用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記8. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号		
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和	年	月 日

- （注） 1. あなたからの意見等により、貨物が関税法第69条の11第1項第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。〔注：裏面2及び3参照〕
2. 上記7. の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8. に記載されている期限まではあなたからの申請により貨物を点検することができます。
3. 上記8. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記7. の「輸入差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、一定の期間経過の後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
- 〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 12 第 6 項の規定により通知されます。
2. 貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、あなたの通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) 上記 (1) の他不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正 (簡単に元に戻せる修正は不可) を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 申立人の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]：
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)



本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べるができます。この場合、証拠を提出し意見を述べるができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (2) 育成者権については、業として輸入されるものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 - (注) 上記（１）及び（２）における「業として」又は上記（３）における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が１個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が１個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第２条第１号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。
8. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されますと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（名宛人用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

あなた宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記10.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は名称 及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :
<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)



本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人(外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。)の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください(いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
あなた及び仕出人の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
(注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面9.の輸入差止申立てが「有」となっている場合は、表面10.に記載されている期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。
5. 表面10.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面7.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
7. 表面9.の輸入差止申立てが「有」で、かつ、表面7.の知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
8. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
9. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。

認定手続開始通知書（名宛人用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなた宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記10.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注） 1. あなたからの意見等により、貨物が関税法第69条の11第1項第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。[注：裏面2. 及び3. 参照]
2. 上記9. の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10. に記載されている期限まではあなたからの申請により貨物を点検することができます。
3. 上記10. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記9. の「輸入差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、一定の期間経過の後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 12 第 6 項の規定により通知されます。
2. 貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、あなたの通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) 上記 (1) の他不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

あなた宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面4.参照）。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 申立人の氏名又は名称 及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		

- （注） 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]：
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）



本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べるができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (2) 育成者権については、業として輸入されるものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。
8. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されますと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（権利者用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、下記8．に記載されている期限までは証拠を提出し、意見を述べることができます。

記		
	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人（差出人）の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有 無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注）1. 上記7．の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8．に記載されている期限まではあなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。
2. 上記8．に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
3. 上記5．の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記2．から4．までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
- [連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

認定手続開始通知書（権利者用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、下記8.に記載されている期限までは証拠を提出し、意見を述べることができます。なお、提出された証拠又は意見は、輸入者等に開示することがあります。

記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は名称 及び住所		
3. 仕出人（差出人）の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和	年 月 日

（注）1. 上記7.の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8.に記載されている期限まではあなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。

2. 上記8.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

3. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記2.から4.までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記		
	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者等の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人（差出人）の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		

- （注）1. 輸入者等が認定手続開始通知書を受けた日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、当該輸入者等から、当該通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 輸入者等から上記期限までに争う旨の申出があった場合は、貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、争う旨の申出があった旨及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
3. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。
4. 上記2. から4. までの記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
- [連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

疑義貨物に係る生産者通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法第69条の12第3項の規定により、下記の事項を通知します。

記

1. 生産者の氏名・名称

2. 生産者の住所

(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。

(規格A4)

証拠・意見提出期限通知書（申立人用）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、輸入者（名宛人）から輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（争う旨の申出）がありました。ついては、下記期限まで貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができますので通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べるができる期限

令和 年 月 日

（注） 上記の期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。詳細は下記の連絡先に照会ください。

[連絡先]： （税関官署名）
 （住所）
 （電話番号）
 （担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、下記期限までは、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができますので通知します。

輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合は、下記期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面 2. に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

- （注）
1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]：

<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/nintei.htm>



[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A 4）

1. 本通知を受け取る前に、輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類を提出している場合は、同じ内容のものを再度提出する必要はありません。追加の内容がある場合は、書類を提出してください。
 2. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1) から (5) までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください (いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
 - イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
 - ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
あなた及び仕出人の身分証明書 (運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記 (1) から (4) までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
 - イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書 (運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
 - ハ 上記 (1) から (4) までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
- (注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
3. 表面に記載の証拠を提出し、意見を述べることができる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。
 4. 表面に記載の証拠を提出し、意見を述べることができる期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

認 定 通 知 書 （ 輸 入 者 用 ）

令和 年 月 日
認定通知 第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。

記

1. 認定結果

関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記1. において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④までの処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- | |
|---|
| <p>① 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 貨物の侵害部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。</p> <p>④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。</p> |
|---|

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

認 定 通 知 書 （ 輸 入 者 用 ）
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
認定通知 第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第69条の11第1項第10号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
 - (1) 上記1.において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④までの処理を行うことができます。
 - (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 貨物の廃棄又は減却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - ② 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - ③ 貨物の侵害部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出してください。
 - ④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

認 定 （ 没 収 ） 通 知 書

令和 年 月 日
認定（没収）通知第 号
(認定（没収）通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2・第 1 0 号に掲げる物品に該当すると認定したので、同法第 6 9 条の 1 2 第 6 項の規定により通知します。また、本通知が送達された日の翌日から 3 か月を経過する日(以下「経過日」という。)までに、下記 4. の (1) から (3) までのいずれかを行わない場合は、経過日の翌日に、同法第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該貨物を没収します。

記

1. 認定の理由

2. 品名

3. 数量

4. 留意事項

あなたが経過日までに次の (1) から (3) までのいずれかを行った場合は、経過日の翌日に当該貨物を没収することはありません。ただし、次の (1) 又は (2) を行った結果、税関長の決定若しくは財務大臣の裁決又は裁判所の判決により、認定処分を維持することが確定した場合は、確定した日に没収します。

- (1) 不服申立て(税関長に対する再調査の請求又は財務大臣に対する審査請求)
- (2) 裁判所に対する処分の取消しの訴えの提起
- (3) 次の①から③までに掲げるいずれかの処理(自発的処理)

- ① 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、提出する。(提出した場合には、輸入することができます。)
- ② 貨物の侵害部分について、切除等の修正を行う。(修正を行った場合には、輸入することができます。ただし、簡単に元に戻せる修正は除きます。)
- ③ 貨物を任意放棄する。 (「任意放棄書」(税関様式C第 5380 号)に所定の事項を記入のうえ返送してください。)

[任意放棄書の様式については、以下の URL 又は QR コードをご参照ください。]
https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5380.doc



[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に〇〇税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 再調査の請求についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合には、この決定を経ずに審査請求をすることができます。
 - (1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、再調査の請求又は審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは再調査の請求若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

認定（没収）通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
認定（没収）通知第 号
(認定（没収）通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる物品に該当すると認定したので、同法第 69 条の 12 第 6 項の規定により通知します。また、本通知が送達された日の翌日から 3 か月を経過する日（以下「経過日」という。）までに、下記 4. の（1）から（3）までのいずれかを行わない場合は、経過日の翌日に、同法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該貨物を没収します。

記

1. 認定の理由

2. 品名

3. 数量

4. 留意事項

あなたが経過日までに次の（1）から（3）までのいずれかを行った場合は、経過日の翌日に当該貨物を没収することはありません。ただし、次の（1）又は（2）を行った結果、税関長の決定若しくは財務大臣の裁決又は裁判所の判決により、認定処分を維持することが確定した場合は、確定した日に没収します。

- （1）不服申立て（税関長に対する再調査の請求又は財務大臣に対する審査請求）
- （2）裁判所に対する処分の取消しの訴えの提起
- （3）次の①から③までに掲げるいずれかの処理（自発的処理）

- ① 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、提出する。（提出した場合には、輸入することができます。）
- ② 貨物の侵害部分について、切除等の修正を行う。（希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を提出してください。不正競争差止請求権者が了承の上で修正を行った場合には、輸入することができます。ただし、簡単に元に戻せる修正は除きます。）
- ③ 貨物を任意放棄する。（「任意放棄書」（税関様式C第 5380 号）に所定の事項を記入のうえ返送してください。）

[任意放棄書の様式については、以下の URL 又は QR コードをご参照ください。]
https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5380.doc



[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に〇〇税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 再調査の請求についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合には、この決定を経ずに審査請求をすることができます。
 - (1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、再調査の請求又は審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは再調査の請求若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

認 定 通 知 書 （ 名 宛 人 用 ）

令和 年 月 日
認定通知 第 号
（ 認 定 通 知 書 番 号 ）

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 6 9 条の 1 2 第 6 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果

関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2 ・第 1 0 号に掲げる物品に該当しない。

2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

認 定 通 知 書 （ 名 宛 人 用 ）
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
認定通知 第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第69条の11第1項第10号に掲げる物品に該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

認 定 通 知 書 （ 権 利 者 用 ）

令和 年 月 日
認定通知 第 号
（ 認 定 通 知 書 番 号 ）

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税法第 6 9 条の 1 2 第 6 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果

関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2 ・第 1 0 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

認 定 通 知 書 （ 権 利 者 用 ）
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
認定通知 第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税法第 6 9 条の 1 2 第 6 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 1 0 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

処 理 結 果 通 知 書

令和 年 月 日
処理結果 第 号
(処理結果通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり処理されましたので、関税法第69条の12第7項の規定により通知します。

記

輸入者による処理の内容

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

取扱注意

郵便物認定通報書

令和 年 月 日
認定通報 第 号
(認定通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

令和 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号物品（輸入してはならない貨物）に「該当する・該当しない」と認定したので通報します。
おって、貴局における輸入してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品 名		数 量	内 容
備考			
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において令和 年 月 日（廃棄、返却、国外転送）処理されました。	日付印	

知的財産侵害物品没収通知書

令和 年 月 日
没収通知 第 号
(没収通知書番号)

殿

住所（連絡先）

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、没収します。

記

- 1. 品名
- 2. 数量

知的財産侵害物品積戻命令書

令和 年 月 日
積戻命令 第 号
(積戻命令書番号)

殿

住所（連絡先）

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、積戻しを命じます。

記

- 1. 品名
- 2. 数量

取扱注意

知的財産侵害物品引継書

令和 年 月 日
物品引継 第 号
(物品引継書番号)

会計課長 殿

発見部門の長 (官職)
(氏名)

下記物品を引き継ぎます。

記

品 名	数 量	内 容
処理の内容	☐ 任意放棄 ☐ 没収 (令和 年 月 日)	
蔵置場所の連絡先		
備考		

- (注) 1. 引継物品が没収品である場合には、没収処分の日 (没収通知書の日付の日) を「処理の内容」欄に記入する。
2. 引継物品が保税地域等税関官署以外に蔵置されている場合には、その連絡先を「蔵置場所の連絡先」欄に記入する。
3. 会計課等において処理する際の参考となる事項がある場合には、「備考」欄に記入する。

見 本 検 査 承 認 通 知 書 (申 請 者 用)

令和 年 月 日
承認通知 第 号
(見本検査承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付見本検査承認申請については、承認することとしたので、関税法第69条の16第3項の規定により通知します。

(注) 見本の検査その他見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。

供 託 命 令 書

令和 年 月 日
見本検査供託命令通知第 号
(見本検査供託命令書番号)

殿

(税関官署の長) 印

関税法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15第10項の規定により見本検査の承認をしないことがあります。

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	令和 年 月 日

- (注) 1. 供託命令は、見本に係る疑義貨物が知的財産侵害物品に該当すると認定されなかった場合に、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。